

財務省告示第二百三十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十九年六月十五日に発行した利付国債の発行条
 件を次のとおり告示する。
 平成十九年七月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（二年）（第二百五 十七回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で四百四十九億円	四百四十九億二千三百三十四万 八千円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年六月十五日	額面金額百円につき百円五銭二

十 十
二 一
初 利
期 率
利 子

十 第
三 二
後 の 期
の 利 子
以

十 十 十 十
七 六 五 四
払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

厘

年一・〇パーセント
平成十九年十二月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十四号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 十 五 日 及 び 十 二 月 十 五
日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お
い て、その日以前六月間に属す
る 利 子 を 支 払 う。

平 成 二 十 一 年 六 月 十 五 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

平 成 十 九 年 六 月 十 五 日
日 本 銀 行